

一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク（以下「当会」という）のホームページ（以下「ホームページ」という）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 広告の位置 トップページ (<http://www.shigagpn.gr.jp/>) の所定の位置
- (2) 枠数については、当会が別に定める。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、当会の広報としての公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 主として人事募集を目的とする広告
- (11) 責任の所在が不明確な広告
- (12) その他、当会の趣旨に反すると認められる広告

(広告の規格等)

第5条 広告の規格については、次のとおりとする。

バナー広告 大きさ縦46ピクセル・横180ピクセル
形式GIF（アニメ可）・JPEG
データ容量10KB以下

2 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等

(3) 実際には機能しないもの

(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

(4) その他広告の表現として適当でないと当会が認めるもの

3 広告の制限事項等については、次のとおりとする。

(1) イメージ等の点滅は、その間隔を原則として0.4秒以上とする。

(2) 画面の反転表示および大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として2秒以上とする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の募集は、原則として6ヶ月ごとの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(1) 一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワークの会員であること

(2) グリーン購入の普及啓発につながる内容であること

(3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有すること

2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集を行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間については、当会が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号)により、当会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 当会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条、第5条、第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 当会は、前項の規定により決定したときは、「一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク ホームページ広告掲載承諾通知書」により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、当会の指定する日までに、原稿を当会事務局に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 当会は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、当会が別に定める。

(広告掲載の方法)

第12条 当会は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を原則として、別に定められた広告掲載開始日の前日に掲載し、同じく別に定めた広告掲載終了日に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 当会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 広告掲載料が納付されないとき

(3) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき

2 当会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付して、その旨を通知するものとする。

3 当会は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により当会に申し出なければならない。

3 当会は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 当会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、広告掲載料について日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月中で1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、当会がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項および前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに当会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第18条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、当会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。